

市史講座第 10 回ミニレポート

1 月 12 日(土)第 10 回の講座が開かれました。

第 1 部 : 「出雲国の成立—意宇郡と出雲国—」(講師: 島根県古代出雲歴史博物館専門学芸員 平石 充 先生)



平石先生は、出雲国の意宇郡の成り立ちについて話をするにあたり、まず、藤原京の出土木簡や文献史料から、大宝令(701 年)施行以前は「郡」にあたるものを「評」と表記されていたこと、「評」には「評—五十戸表記」(646 年~681 年)(便宜的に前期評とする)と「評—里表記」(681 年頃~700 年)(便宜的に後期評とする)の段階があること、出雲国の意宇郡は全国でも数少ない「神郡」とされていた事などを説明されました。

そして、『古事記』『日本書紀』にみえる杵築大社・熊野坐神社はいずれも「出雲大神」「出雲大神宮」とあることから仮に「出雲神宮」とし、伊勢神宮との比較(共通点)などから、「出雲神宮」は国家神を祭る杵築大社と在地豪族(出雲臣)の奉祭するミケツカミ=熊野坐神社から構成され、広域地名である「出雲」を冠して呼ばれたのではないかとお話しされました。

そのうえで、意宇郡以外の全国の神郡では対象となる神(神社)が郡内に存在するのに対し、意宇郡では杵築大社が郡内に所在しないことに注目されました。

そこで、なぜ熊野坐神社と杵築大社がともに神郡である意宇郡内に存在しないのかについて、木簡や『因幡国伊福部古志』などの史料から、前期評段階は出雲地域全体として意宇評しか存在していなかったが、のちに評が分割されて杵築大社が出雲評(のちの出雲郡)になったためではないかと推論されました。

平石先生が今回の講座で利用された木簡は、既刊の『松江市史 史料編2 考古資料』に掲載されています。

また、『出雲国風土記』などの文献史料の一部は、平成25年3月発行予定の『松江市史 史料編3 古代・中世I』に収録されます。

第2部：「系図の利用と活用―行間を読む―」(講師:松江東高等学校教諭 原 慶三 先生)



原先生は、鎌倉幕府の成立が出雲国に与えた影響というテーマを、残らなかった史料から考えるという視点から論じられました。そして出雲国の在庁官人 勝部宿祢氏に関する系図「大伴氏系図」を紹介されました。

「大伴氏系図」によると、在庁官人勝部氏は、出雲各地に一族が勢力を持っていたことが分かります。しかし、当時の古文書と比較すると、鎌倉時代初期の惣領の記述は少なく、分家した一族について詳しいとのことでした。

出雲国の在庁官人層は、承久の乱の際に京都側についたため、それまでの嫡流であった家が没落し、一族の別の人物が惣領になるなどの変化がみられました。また、乱を契機として、それまで出雲国

内の一部にのみ設置されていた地頭が、国内各所に設置され、東国御家人が入部しました。このように在庁官人層は、所領を没収されましたが、勢力を残す事例も指摘されました。また、勝部氏の没落した惣領が何処を拠点としていたのかについて、出雲国衛の近くの竹矢・出雲郷周辺(共に松江市)ではないかと推測されています。

原先生は、中世にみられた女性地頭についても取り上げました。秋鹿郡を本拠とした秋鹿氏(中原氏)は、文永年間、津田郷(松江市)で秋鹿二郎入道女子という女性が地頭を務めました。これは、秋鹿氏の本拠であった秋鹿郡の所領は没収されて、津田郷など一部の所領を維持したことを示しているとのこと。また、横田荘(仁多郡)の女性地頭妙音の出身を三処氏ではなく、東国御家人の三浦氏出身ではないかと指摘されています。

そして、承久の乱で勢力を弱めた出雲国の在庁官人層は、鎌倉時代末期には、反幕府方として挙兵し、南北朝内乱では南朝方に付くことで、勢力の挽回を図りましたが、室町幕府との争いに敗れました。この講座では、承久の乱を契機とした秩序は、百年もの長期間にわたり出雲国に影響を与え続けたことを述べられました。

原先生が今回の講座で利用した史料は、平成 25 年 3 月刊行予定の『松江市史 史料編3 古代・中世 I』に収録されます。